

【表紙】	
【発行登録番号】	3 - 外債 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和 3 年 8 月13日
【発行者の名称】	クイーンズランド州財務公社 (Queensland Treasury Corporation)
【代表者の役職氏名】	フィリップ・ノーブル (Philip Noble) 最高経営責任者 (Chief Executive)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 田 中 収
【住所】	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 須 藤 綾 太
【住所】	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1464
【発行登録の対象とした 募集又は売出し】	債券の売出し
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（令和 3 年 8 月21日）から 2 年を経過する日（令和 5 年 8 月20日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 7,500億円
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、債券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

- | | |
|-----------------|---------|
| 1【売出要項】 | 未定。 |
| 2【利息支払の方法】 | 未定。 |
| 3【償還の方法】 | 未定。 |
| 4【元利金支払場所】 | 未定。 |
| 5【担保又は保証に関する事項】 | 未定。 |
| 6【債券の管理会社の職務】 | 未定。 |
| 7【債権者集会に関する事項】 | 未定。 |
| 8【課税上の取扱い】 | 未定。 |
| 9【準拠法及び管轄裁判所】 | 未定。 |
| 10【公告の方法】 | 未定。 |
| 11【その他】 | 特記事項なし。 |

第3【資金調達目的及び手取金の使途】

該当なし。

第4【法律意見】

公社の法律顧問であるクイーンズランド州政府法務官により、次の旨の法律意見書が作成されている。

- (a)公社は、クイーンズランド州法に基づき単独法人として適法に設立され、有効に存在しており、その財産および資産を保有し、その機能を果たす能力および権限を有している。
- (b)公社は、発行登録書に署名を付しこれを提出する権限を有している。
- (c)発行登録書に署名を付しこれを提出することは、公社に対して拘束力のある現行のいかなる法令にも違反することはない。
- (d)発行登録書に署名を付しこれを提出することは、1988年クイーンズランド州財務公社法に従って適法かつ有効に授權されている。

第5【その他の記載事項】

特記事項なし。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日）

令和2年12月28日関東財務局長に提出

会計年度（自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日）

令和4年1月4日までに関東財務局長に提出予定

会計年度（自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日）

令和5年1月4日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国者臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を令和3年1月20日および令和3年8月11日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。